

重要事項説明書

<（介護予防）訪問リハビリテーション>

1. 事業者の概要

事業者（法人・事業所）の名称	社会医療法人 新潟勤労者医療協会 介護老人保健施設 おぎの里
事業所番号	1 5 5 0 1 8 0 1 8 4
事業所の所在地	新潟市秋葉区荻野町 3 番 8 号 電話番号 0 2 5 0 - 2 5 - 3 0 7 1
事業所の管理者（職名・氏名）	施設長 太刀川 朗
サービスの種類	（介護予防）訪問リハビリテーション
通常の事業の実施区域	新潟市秋葉区

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

3. 提供するサービスの内容

提供する（介護予防）訪問リハビリテーションは、医師の指示に基づいて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」といいます。）が、通院が困難な利用者のお宅を訪問し、その方の能力に応じて自立した日常生活を営めるよう生活機能の維持又は向上を目指し、リハビリテーションを行うことで、心身機能の維持回復を図るサービスです。

4. 事業所の職員体制

職 種	職 員 数
医 師	1 名 以上
理 学 療 法 士	1 名 以上
作 業 療 法 士	1 名 以上
言 語 聴 覚 士	名 以上

5. 営業日時

営 業 日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日（振り替え休日含む）及び 年末年始（12月31日～1月3日）を除く
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時00分 ただし、12月30日は午前8時30分～午後12時30分
サ ー ビ ス 提 供 時 間	午前9時00分～午後4時00分 ただし、12月30日は午前9時00分～午後12時00分

6. サービス提供の担当者

サービス提供の担当職員及び管理責任者は下記のとおりです。当事業所の都合により変更になる場合がありますが、その都度お知らせいたします。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担 当 職 員	（理学療法士）梅澤淳一 高橋雄樹 齋藤淳
	（作業療法士）戸松喜子 丸山奏恵 石田美咲 小野章江
	（言語聴覚士）
管 理 責 任 者	施設長 太刀川 朗

7. サービス利用料金及び利用者負担

（1）料金表の通りです。

（2）支払い方法

- ・毎月20日前後に前々月分の請求書を送付いたします。
- ・支払い方法は指定金融機関口座からの自動振替（毎月28日（土曜日、日曜日、祝日の場合は翌日）に指定口座より引落し）でお願いいたします。ただし、やむを得ない事情の場合はご相談ください。

（3）介護保険制度が改定された場合の料金改定については、改定の同意書をもってその内容に同意したことといたします。料金改定の際は改定内容・料金表を送付いたします。

（4）サービス利用の中止方法

- ・サービスの利用を諸事情により中止する場合は、速やかにご連絡ください。キャンセル料はいただきません。

8. 相談・苦情窓口

相談・苦情の窓口は以下の通りです。お寄せいただいたご意見等は迅速に対応いたします。また、施設以外でも新潟市、新潟県国民健康保険連合会に苦情申し立てすることができます。

介護老人保健施設おぎの里	電話番号 0250-25-3071 担当：リハビリ課
新潟市福祉部介護保険課	電話番号 025-226-1273 担当：介護給付係
新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022 担当：介護サービス相談室

9. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の主治医へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。連絡先の変更の際は速やかにご連絡ください。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。連絡先の変更の際は速やかにご連絡ください。

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、理学療法士等は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ・買い物、調理、掃除など、生活に関する援助
- (2) 理学療法士等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 感染予防対策として、訪問した際に洗面所をお借りし流水での手洗いやアルコール消毒をさせていただきます。
- (4) ペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。

大切なペットを守るために、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員にペットの噛みつき、引っかき等による治療費が発生した場合は、全額自費にて負担させていただきます。
- (5) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、速やかに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。